

令和4年度定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による財務監査（定期監査）

2 監査の対象

秘書課、企画政策部、総務部、財政部、市民環境部、産業振興部（農林水産振興課及び農林水産整備課の2課）、教育委員会事務局（松原小学校、福重小学校及び桜が原中学校を含む。）及びボートレース企業局

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼とし、次のとおり着眼点を設定した。

(1) 共通的事項

- ア 予算の執行は適正に行われているか。
- イ 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- ウ 計数に違算はないか。

(2) 収入事務

調定事務、徴収事務及び現金取扱事務は適正に行われているか。

(3) 支出事務

違法な支出、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(4) 契約事務

契約の方法及び手続、契約の締結並びに契約の履行は適正に行われているか。

(5) 財産管理事務

公有財産の管理及び物品の管理は適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

この監査は、大村市監査基準に準拠し、監査の対象に係る関係書類の提出を求め、書類審査を行い、必要に応じて関係職員からの説明聴取を実施した。

5 監査の日程

(1) 期間

- ア 第1期 令和4年8月29日から10月26日まで
- イ 第2期 令和4年11月28日から令和5年1月11日まで

(2) 講評

- ア 第1期 令和4年11月21日及び25日

6 監査の結果

監査の対象に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められるが、次のとおり一部において不適正な事務処理及び改善を要する事項が見受けられた。

各部局におかれては、事務の執行に当たり、引き続き根拠法令等の順守及び各種業務に係る手引、ガイドライン等の活用による適正な事務の遂行と更なる事務の合理化及び効率化に努められたい。

指摘事項に至らないものの中に、契約事務については、契約件名が一連の書類において統一されていないものや、予定価格調書の様式が誤っているものが散見された。書類等を十分に確認の上、適正な契約事務の執行に務められたい。また、支出事務については、支出負担行為決議書、契約締結伺等において、決裁区分を誤っている事例が見受けられた。大村市事務専決及び代決規程等を十分に確認の上、適正な支出事務の執行に務められたい。

【指摘事項】

<補助金等交付事務について>

令和3年度農林水産振興事業（新たな担い手支援事業）補助金交付事務において、市税の納付状況の確認が適正に行われていないものがある。（農林水産振興課）

- (1) 市外在住の申請者において、市税の納付状況の確認を行っていない。
- (2) 税務課からの市税納付状況の回答前に補助金の交付決定を行っている。

令和4年度定期監査の結果に基づく措置の内容

指摘事項	該当課等	措置の内容及び状況
<p>＜補助金等交付事務＞</p> <p>令和3年度農林水産振興事業（新たな担い手支援事業）補助金交付事務において、市税の納付状況の確認が適正に行われていないものがある。</p> <p>(1) 市外在住の申請者において、市税の納付状況の確認を行っていない。</p> <p>(2) 税務課からの市税納付状況の回答前に補助金の交付決定を行っている。</p>	農林水産 振興課	<p>(1) 市税納付状況については、該当者が申請した他の補助事業において滞納なしの確認を行った。今後は、市外在住者においても確認を確実に実施する。</p> <p>(2) 今後は、市税納付状況の回答前に交付決定とならないよう十分な期間を設け審査し、適正な事務処理を実施する。</p>